

第81回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年8月27日（木曜日）
午前10時開会

場所

三協立山株式会社 本社
ショウルーム 2 階大ホール
富山県高岡市早川70番地

※末尾記載の「株主総会会場案内図」をご参照ください。

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）6名選任の
件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬等
の額及び内容決定の件

 三協立山株式会社

三協立山株式会社

証券コード：5932

証券コード 5932
2026年8月7日
(電子提供措置の開始日2026年8月4日)

株 主 各 位

富 山 県 高 岡 市 早 川 70 番 地
三 協 立 山 株 式 会 社
代表取締役社長 平 能 正 三
社長執行役員

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第81回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.st-grp.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

銘柄名（会社名）または証券コード（5932）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」
を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができます
ので、議決権を事前に行使いただく場合は、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の
うえ、後述のご案内に従って2026年8月26日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使してくだ
さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年8月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 富山県高岡市早川70番地
三協立山株式会社 本社 ショールーム 2 階大ホール |

**3. 目的事項
報告事項**

第81期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第3号議案

取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〇法令および当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を本招集ご通知1頁記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①事業報告のうち下記事項

「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「内部統制システムの運用状況の概要について」、「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類のうち下記事項

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

③計算書類

④監査報告書

したがいまして、本招集ご通知は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象書類の一部であります。

〇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

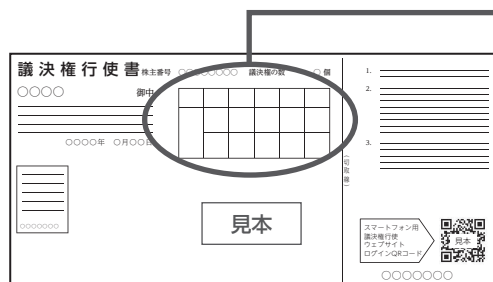
議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

郵送で議決権をご行使される場合	インターネットで議決権をご行使される場合	株主総会にご出席される場合
 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。 行使期限 2026年8月26日（水曜日） 午後5時20分到着分まで	 議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。 行使期限 2026年8月26日（水曜日） 午後5時20分入力分まで	 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日時 2026年8月27日（木曜日） 午前10時 会場 富山県高岡市早川70番地 三協立山株式会社 本社 ショールーム2階大ホール 末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 〇

〇〇〇〇 〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇

見本

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【第1・3号議案】

賛成の場合 → 「賛」の欄に○印 反対する場合 → 「否」の欄に○印

【第2号議案】

全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印 全員反対する場合 → 「否」の欄に○印

一部の候補者を
反対する場合 → 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号を
ご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成
する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

■ インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

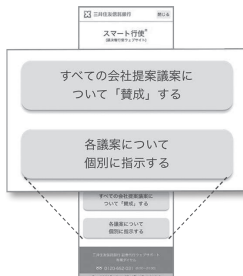
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

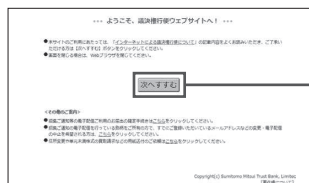
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

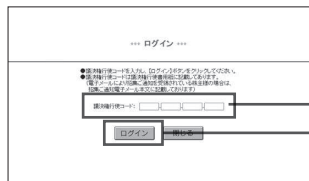
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

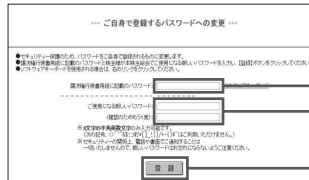
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

※インターネット等による議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等によるものを有効として取り扱っていただきます。

※インターネット等により複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱っていただきます。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、下記のとおり1株あたり12円50銭とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円50銭 総額392,995,238円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年8月28日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任	くろ はた やす ゆき 黒畑 靖之	当社取締役 常務執行役員 経営企画統括室長 兼 アプリ事業推進部 担当 兼 国際事業管掌	16回／16回
2	新任	しら い かつ よし 白井 克芳	当社常務執行役員 収益構造改革プロジェクト統括責任者 兼 サステナビリティ推進管掌	—
3	再任	よし だ つね あき 吉田 経晃	当社取締役 常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長 兼 経営監査部担当	16回／16回
4	再任	く ぼ た けん すけ 久保田 健介	当社取締役 常務執行役員 財務経理統括室長 兼 信用管理部長	16回／16回
5	再任	あずま いち ろう 東 一郎	当社取締役 常務執行役員 タテヤマアドバンス社社長	16回／16回
6	再任	しの だ ひろ こ 篠田 寛子	社外 独立 当社社外取締役	16回／16回

1

くろ はた
黒畑

やす ゆき
靖之

■ 生年月日
1965年 1 月 3 日生

■ 所有する当社株式数
普通株式4,000株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4 月	三協アルミニウム工業㈱入社	2022年12月	当社 執行役員 経営企画統括室長
2013年 6 月	当社三協アルミ社 ビル事業部 ビル事業管理部 長	2023年 6 月	当社 常務執行役員 経営企画統括室長
2015年12月	当社三協アルミ社 ビル事業部 ビル事業管理部 長 兼 ビル建材部長	2023年 8 月	当社取締役 常務執行役員 経営企画統括室長
2017年 6 月	当社三協アルミ社 東北支店長	2024年 6 月	当社取締役 常務執行役員 経営企画統括室長 兼 物 流統括管理担当
2021年 6 月	当社事業開発統括室長 兼 経営企画統括室副統 括室長	2025年 6 月	当社取締役 常務執行役員 経営企画統括室長 兼 事業開発統括室長 兼 国際事業管掌
2022年 6 月	当社 執行役員 経営企画統括室長 兼 事業開発 統括室長	2026年 6 月	当社 取締役 常務執行役員 経営企画統括室長 兼 アグリ事業推進部担当 兼 国際事業管掌 (現在に至る)

選任の理由

同氏は、建材営業・事業開発・経営企画等関係業務に従事し、現在、当社経営企画統括室長を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

2

しら い
白井

かつ よし
克芳

■ 生年月日
1959年 4 月 19 日生

■ 所有する当社株式数
普通株式2,800株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月	三協アルミニウム工業㈱入社	2021年 6 月	当社 常務執行役員 三協アルミ社 ビル事業部長 兼 開発統括部、MONOS推進部担当
2005年 8 月	同社 関東ビル建材支店東京営業部 設計部長	2024年 6 月	当社常務執行役員 改革推進統括室長 兼 サステナ ビリティ推進部担当、三協アルミ社 開発統括部担 当
2012年 6 月	当社 三協アルミ社 ビル事業部 設計部長	2025年 8 月	当社 常務執行役員 収益構造改革プロジェクト統括 責任者 兼 改革推進統括室長
2015年 6 月	当社 三協アルミ社 技術開発統括部長	2026年 6 月	当社 常務執行役員 収益構造改革プロジェクト統括 責任者 兼 サステナビリティ推進管掌 (現在に至る)
2017年 8 月	当社 執行役員 技術統括室長 三協アルミ社 事業役員 技術開発統括部長		
2020年 6 月	当社 三協アルミ社 上席事業役員 ビル事業部長 兼 開発統括部、MONOS推進 部担当		

選任の理由

同氏は、建材設計・技術開発・ビル事業部運営等の業務に従事し、現在、全社収益構造改革プロジェクトの統括責任者を務めております。当社での豊富な業務経験と高度かつ広範な知見を有しており、新任の取締役として選任をお願いするものであります。

3

よし だ
吉田つね あき
経晃■ 生年月日
1961年8月28日生■ 所有する当社株式数
普通株式5,200株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	(株)北陸銀行入行	2020年8月	当社取締役 常務執行役員 三協アルミ社上席事業役員
2014年6月	同行営業推進部長	2021年6月	当社取締役 常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長
2016年6月	同行執行役員 営業企画部長 兼 営業戦略室長	2023年8月	当社取締役 常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長 兼 経営監査部担当 (現在に至る)
2017年6月	同行執行役員 北海道地区事業部本部長		
2018年6月	同行常務執行役員 北海道地区事業部本部長 兼 (株)北海道銀行取締役(非常勤)		
2020年5月	当社顧問		

選任の理由

同氏は2020年5月の当社顧問就任後、建材部門の事業管理、総務・人事、情報システムの業務に従事しております。(株)北陸銀行における法人営業及び営業企画部門の業務経験も含めて豊富な業務経験と営業戦略全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4

く ぼ た けん すけ
久保田 健介■ 生年月日
1963年6月12日生■ 所有する当社株式数
普通株式10,400株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	住友信託銀行(株) (現、三井住友信託銀行(株)) 入社	2020年6月	当社顧問
2009年8月	同行山口防府支店長	2020年8月	当社取締役 常務執行役員 財務経理統括室長
2011年4月	同行資産金融部長	2026年6月	当社取締役 常務執行役員 財務経理統括室長 兼 信用管理部長 (現在に至る)
2015年4月	三井住友信託銀行(株)大阪本店営業第一部長		
2018年1月	三井住友トラスト・ホールディングス(株)人事部 主管 兼 三井住友信託銀行(株)人事部主管		

選任の理由

同氏は2020年6月の当社顧問就任後、財務・経理部門の業務に従事しております。三井住友信託銀行(株)にて法人営業及び資産金融部門の業務経験も含めて、豊富な業務経験と財務経理全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5	あずま 東	いち ろう 一郎	■ 生年月日 1964年10月8日生	■ 所有する当社株式数 普通株式4,200株	再任
---	----------	-------------	-----------------------	---------------------------	----

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	立山アルミニウム工業(株)入社	2015年6月	当社三協アルミ社 北陸支店長
2004年6月	同社ビル建材事業本部 ビル建材事業部 企画部長	2017年6月	当社三協アルミ社 関西ビル建材支店長
2006年6月	三協立山アルミ(株) ビル建材事業本部 ビル事業企画部長	2019年6月	当社三協アルミ社 ビル事業部 副事業部長 兼 ビル事業企画部長
2010年6月	タテヤマアドバンス(株) 東京第一支店 副支店長	2022年6月	当社執行役員 三協アルミ社 九州支店長
2011年2月	三協立山アルミ(株)関東ビル建材支店 ビル建材一部長	2024年6月	当社常務執行役員 タテヤマアドバンス社 社長
2012年6月	当社三協アルミ社 関東ビル建材支店 ビル建材部長	2024年8月	当社取締役 常務執行役員 タテヤマアドバンス社社長 (現在に至る)

選任の理由

同氏は、主に建材の営業関係業務に従事し、現在当社社内カンパニーのタテヤマアドバンス社の社長を務めております。ビル建材営業や商業施設営業を含め、当社での豊富な業務に関する知見を有しており、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

6	しの だ 篠田	ひろ こ 寛子	■ 生年月日 1965年11月6日生	■ 所有する当社株式数 普通株式300株	再任
---	------------	------------	-----------------------	-------------------------	----

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	(株)ハナノキフーズ 入社	2018年7月	岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会 委員
1990年10月	(株)アタックス 入社	2023年4月	NPO法人 GEWEL 理事
1992年10月	オフィス・クレオ 開設	2024年6月	(株)ゴー 取締役退任
1997年6月	(株)ゴー 取締役	2024年8月	当社社外取締役
1997年11月	(有)クレオ 設立 取締役	2025年4月	NPO法人 GEWEL 代表理事 (現在に至る)
2016年3月	厚労省事業 中小企業のための女性活躍推進アドバイザー		

選任の理由、期待される役割

同氏は、経営コンサルティング会社にて人事・採用支援に従事した後独立し、1997年有限会社クレオを設立。女性活躍推進やダイバーシティ戦略に経験と知識を有していると共に企業勤務経験より人事に関する知識を有しております。専門的見地からの助言・提言や当社の経営・監督機能強化に尽力いただいております、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1.候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.篠田寛子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
- 3.篠田寛子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合、引き続き独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
- 4.篠田寛子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 5.当社と社外取締役篠田寛子氏とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。篠田寛子氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。各取締役候補者が選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は、当該保険契約の次回更新時においても同様に、各氏を被保険者とする契約を締結する予定であります。
- 7.三協アルミニウム工業(株)と立山アルミニウム工業(株)は2006年6月1日付で合併し、三協立山アルミ(株)に商号を変更いたしました。
- 8.三協立山アルミ(株)、三協マテリアル(株)及びタテヤマアドバンス(株)は、2012年6月1日に、三協立山アルミ(株)を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ(株)は同日付で商号を三協立山(株)に変更いたしました。
- 9.三協立山(株)は2012年12月1日付で親会社であった三協・立山ホールディングス(株)と、三協立山(株)を存続会社として合併いたしました。

【ご参考】

取締役会のスキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

当社取締役会の全体としてのバランス、多様性を考慮し、各取締役が備える知識・経験・能力を一覧化したスキルマトリックスは下記のとおりです。

役位		氏名	企業経営	グローバル ビジネス	営業・ マーケティング	製造・ 技術開発・ システム	人材育成・ 労務	法務・ コンプライアンス	財務・ 会計
代表取締役社長	社長執行役員	黒畑 靖之	●		●				
代表取締役	専務執行役員	白井 克芳	●		●	●			
取締役	常務執行役員	吉田 経晃	●	●	●	●	●	●	●
取締役	常務執行役員	久保田 健介	●		●		●	●	●
取締役	常務執行役員	東 一郎			●				
社外取締役		篠田 寛子	●				●		
取締役	監査等委員（常勤）	藤巻 靖			●				
社外取締役	監査等委員（常勤）	森 明彦	●	●				●	●
社外取締役	監査等委員	荒牧 宏敏	●			●			
社外取締役	監査等委員	戸田 和範					●	●	●
社外取締役	監査等委員	吉川 美保				●		●	

※上記一覧表は、各氏の有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」及び「賞与」により構成されていますが、今般、当社の取締役（下記のとおり、監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象に、新たに信託を利用した株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにいたしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、及び取締役に交付する株式に退任までの間の譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

本議案は、2015年8月27日開催の第70回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の限度額（年額400百万円以内）とは別枠で、本制度による報酬を、本定時株主総会終結日の翌日から2030年8月の定時株主総会終結の日までの約4年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです（ただし、下記2.（2）のとおり、当社の取締役会の決定により、この「対象期間」を延長することがあります。）。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、招集通知の40頁に記載のとおりであります。本議案の承認可決を条件として本議案後掲の【ご参考】に記載のとおり変更することについて、2026年7月9日開催の取締役会において決議しております。本議案は、かかる変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容となっているため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

※ 本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数のうち所定の割合の数（以下「株式交付分ポイント」といいます。）に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、下記3.の通り、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。）という株式報酬制度です。なお、当社が各取締役が付与するポイントから株式交付分ポイントを控除した数（以下「金銭交付分ポイント」といいます。）については、当該ポイント数に相当する当社株式を本信託において売却し、その売却代金相当の金銭を各取締役に対し交付するものとします。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。また、取締役が金銭の交付を受ける時期は、原則として退任時です。

① 本制度の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2030年8月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間（4年間）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金300百万円
④ 本信託による当社株式の取得方法	自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり75,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する（株式交付ポイント相当の）当社株式の交付時期	信託期間中の毎事業年度における一定の時期
⑧ ①の対象者に対する（金銭交付ポイント相当の）金銭の交付時期	退任時
⑨ 3.に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間	当社株式の交付を受けた日から退任時まで

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約4年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金300百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金75百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式（及び金銭）の交付を継続します（以降も同様とします。）。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり75,000ポイントを上限とします。

② 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、上記①のポイントの付与を受ける都度、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、上記①で付与されたポイントのうち、株式交付分ポイントに相当する数の当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式

1 株とします（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1 ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1 ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。）。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

③ 取締役に対する金銭の交付

各取締役は、原則としてその退任時に、所定の手続を経て再度本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、上記①で付与されたポイントのうち、金銭交付分ポイントに相当する金銭の交付を受けます。ただし、かかる金銭の交付は、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で行うものであり、実際に取締役が受け取るのは、本信託内の当社株式の売却代金から源泉所得税等を控除した結果、なお残額がある場合における当該残額に限られます。また、かかる金銭交付は、当該金銭交付分ポイントに相当する数の当社株式（上記②と同様に換算した数とします。）を本信託において売却換金し、その売却代金を交付するものです。

（4）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（5）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記 2.（3）②の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、退任日以後に交付する当社株式について、譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任時までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

取締役は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとします。

(2) 本交付株式の無償取得

- ① 取締役が上記（1）に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得します。
- ② 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得します。
 - (i) 取締役が拘禁刑以上の刑に処せられた場合
 - (ii) 取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - (iii) 取締役が任期満了、定年又は死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合
- ③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部（ただし、(ii) の場合において本交付株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限る。）を当然に無償で取得します。
 - (i) 取締役において、当社または当社グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
 - (ii) 取締役において、法令、当社または当社グループの内部規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合
 - (iii) 取締役において、その行為が当社または当社グループの名誉を毀損し、あるいは当社または当社グループに著しい損害を与えたと当社の取締役会が認めた場合

(3) 組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合及び (vi) においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満

了時より前に到来するときに限る。) には、上記 (1) にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとします。

- (i) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画 (当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。) 会社分割の効力発生日
- (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- (iv) 株式の併合 (当該株式の併合により取締役の有する本交付株式が 1 株に満たない端数のみとなる場合に限る。) 株式の併合の効力発生日
- (v) 当社の普通株式に会社法第108条第 1 項第 7 号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第 1 項第 3 号に規定する取得日
- (vi) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求 (会社法第179条第 2 項に定める株式売渡請求を意味する。) 会社法第179条の 2 第 1 項第 5 号に規定する取得日

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

【ご参考】「取締役の個人別の報酬等の決定方針」について

2026年7月9日開催の取締役会で、本定時株主総会にお諮りしている第3号議案の承認可決を条件として、取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容を変更することを決議しております。変更後の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は以下に記載のとおりです。

「取締役の個人別の報酬等の決定方針」

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という）及び執行役員の個人別報酬については、企業業績及び企業価値の向上に資すること、多様で優秀な人材を確保できる水準であること、並びに透明性の高いプロセスを経て決定することを基本として設計し、「金銭による固定報酬」、「業績連動賞与」及び「株式報酬」の3種類で構成する。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、中立・独立した立場から業務執行の監督を行う役割に鑑み、金銭による固定報酬のみとする。

「金銭による固定報酬」は、取締役としての報酬、代表取締役としての報酬、執行役員としての報酬、役位に対する報酬及び役割に対する報酬で構成し、毎年度決定する。

「業績連動賞与」は、業務執行取締役及び執行役員への短期インセンティブとして位置付け、前事業年度における連結経常利益、連結営業利益率、ESG指標の温室効果ガス削減計画達成率及び親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標として、その額を決定する。

「株式報酬」は、業務執行取締役及び執行役員に対する中長期インセンティブとして位置付け、持続的な企業価値向上に対する意識を一層高めるとともに、株主との利害共有を図り、報酬と中長期的な株式価値との連動性をさらに強化することを目的とした「RS信託」とする。個人別に交付する1年当たりの当社株式数は、固定報酬月額2分の1相当額を上限として計算する。

業務執行取締役の「金銭による固定報酬」、「業績連動賞与」及び「株式報酬」の種類ごとの割合及び支給額、並びに社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の「金銭による固定報酬」の支給額は、株主総会で定められた金銭報酬及び非金銭報酬の各限度額の範囲内で、業務執行取締役が原案を策定し、独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会において審議を行い、監査等委員会から意見を聴取した上で、取締役会に諮り決定する。

報酬の支給時期は、金銭による固定報酬は毎月、業績連動賞与は毎年8月、株式報酬は毎年10月を目安とする。

【ご参考】独立役員選任基準

当社では、社外取締役の選任に際して以下の基準により独立性を判断しています。

以下のいずれかに該当する場合は、独立性を有しない。

1. 当社グループの現在の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人も含む。監査役は含まない。以下、同じ。）
2. 過去10年において前号に該当していた者
3. 以下に該当する当社の主要な取引先若しくはその業務執行者
 - ①当社の継続的な取引先で、当社販売総額の1%以上、かつ、当該会社の仕入額に占める当社販売額が10%以上。
 - ②取引金融機関のうち、当社総借入額に占める当該金融機関からの借入額が10%以上。
4. 以下に該当する当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者
 - ①継続的な取引先で、当社仕入総額の1%以上、かつ、当該会社の売上に占める当社仕入額が10%以上。
5. 社外役員の相互就任の関係となる他の会社の業務執行者
 - ※「相互就任の関係」とは、当社の出身者（「出身者」とは、現在を含む直近10年間に於いて業務執行者であった者をいう。以下同じ。）が他の会社の社外役員である場合であって、かつ、当該他の会社の出身者が、当社の社外役員である場合をいう。
6. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
7. 当社が多額の寄付を行っている先又はその業務執行者
8. 本条第3号から第7号までに該当していた者で、当該先の業務執行者でなくなってから3年に満たない者。
9. 第1号から第8号までに掲げる者（重要でない者を除く）の二親等内の親族又は同居の親族

以 上

事業報告

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く外部環境は、国内経済においては緩やかな回復基調が維持されましたが、先行きへの不透明感や下振れリスクが継続しました。雇用・所得環境が改善した一方、物価上昇の影響等により足元の消費者マインドは弱含みしました。企業収益は米国通商政策の影響で足踏みする場面が見られたものの、総じて改善傾向にありました。建設業では建築基準法改正に伴う駆け込み需要の反動減や建設費の高騰などにより新設住宅着工戸数が大幅に減少しました。また、為替は円安基調が継続しました。これに加えて、第4四半期には中東情勢の緊迫化に伴う原油やアルミ地金の供給懸念や価格高騰が発生し、諸資材の調達リスクが顕在化するとともに、物流コストなどの上昇が見られました。

海外では、ドイツ経済は米国の関税政策やエネルギーコスト高などの影響により製造業が低迷し、小幅な成長にとどまりました。タイ経済においては内需や政府支出などに支えられ緩やかな回復基調を維持しましたが、輸出は鈍化しました。

各国の通商政策や中東情勢などの地政学的リスクによる供給懸念、コスト上昇などの影響については、先行き不透明な状況が今後も継続する見込みであります。

このような環境のもと、当連結会計年度の業績は、売上高3,575億33百万円（前連結会計年度比0.5%減）、営業利益15億46百万円（前連結会計年度比0.1%増）、経常利益8億82百万円（前連結会計年度比6.6%減）となりました。また、固定資産売却などによる特別利益87億8百万円、及び中東情勢の影響を受けたアルミ地金高騰に起因する建材事業に係る固定資産の減損損失162億19百万円などを特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は134億98百万円（前連結会計年度は23億36百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社は、グループ全体の経営基盤の強化と収益力向上によって、継続的な企業価値の向上を図り、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

配当につきましては、業績状況や内部留保の充実などを勘案した上で、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。さらに、中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）には、株主還元の充実として「1株当たり25円を下限とする安定的かつ継続的な配当」を設定しており、中間配当1株当たり12.5円を実施させていただきました。そして、期末配当1株当たり12.5円を実施することで、年間配当として1株当たり25円とさせていただきます予定です。

次期配当につきましては、配当方針及び株主還元の充実を目指す考え方にに基づき、中間配当は1株当たり12.5円、期末配当は1株当たり12.5円（年間配当1株当たり25円）とさせていただきます予定です。

事業別の概況は次のとおりです。

【建材事業】

建材事業では、諸資材や物流費、労務費の高騰による住宅価格の上昇や建設業従事者の人手不足などを背景に長期的に新設住宅着工戸数が減少傾向にある厳しい事業環境のもと、構造改革による収益の改善と戦略・成長分野に向けた基盤構築を進めてまいりました。構造改革においては、組織再編や業務効率化、価格改定を含む販売価格適正化など諸施策を推進し、収益の改善に取り組んでおります。戦略・成長分野においては、ビル分野での成長が見込まれるリニューアル市場に向けた高断熱性能ビル改修用サッシ「STINA-R」、住宅分野では新基幹サッシである高断熱スリム窓「STINA」の拡販強化を進めました。エクステリア事業では、戦略分野であるセミパブリック領域の拡大に取り組み、また2050年カーボンニュートラル実現に向けた取り組みが広がる中で、カーポート型太陽光パネル架台「エネジアース」の販売が好調です。また、建物改修時のZEB化に貢献すべく、「内窓設置型ペロブスカイト太陽電池ユニット」を株式会社アイシン、株式会社山下設計と共同開発いたしました。

当連結会計年度の業績は、新基幹サッシである高断熱スリム窓「STINA」の拡販や堅調なリフォーム需要の獲得に注力したものの、建築市場は前期の建築基準法改正に伴う駆け込み需要の反動減や資材高騰を背景とした着工延期の影響を受け、売上高1,675億37百万円（前連結会計年度比6.2%減）となりました。一方、収益構造改革によるコスト削減や価格改定含む販売価格の適正化を推進した結果、セグメント利益10億69百万円（前連結会計年度比352.2%増）となりました。

【マテリアル事業】

マテリアル事業では、アルミニウム押出型材市場において建材分野の縮小が続く一方、EV化が進む自動車を含む輸送分野、一般機械、インフラ関連の需要増加に加え、軽量化でリサイクルに適したアルミへの置き換え需要が見込まれるため、長期的には全体の需要は増加すると予測しております。このような事業環境の中、建材、一般機械分野など既存領域の維持・拡大とともに、自動車の車体軽量化ニーズの高まりなど長期的な成長や需要に応えるため、新湊東工場に大型型材の新押出ラインを増設いたしました。一方、生産量に応じた型材押出ラインの適正化を推進しております。また、カーボンニュートラル実現に向けたアルミリサイクル促進への取り組みにも引き続き注力いたしました。

当連結会計年度の業績は、注力領域である自動車を含む輸送分野の販売量の増加や、アルミ地金価格に連動した販売価格の上昇により、売上高677億29百万円（前連結会計年度比13.3%増）となりました。しかしながら、中東情勢の緊迫化に伴うアルミ地金価格

や諸資材価格の急激な上昇によりセグメント利益23億53百万円（前連結会計年度比9.6%減）となりました。

【商業施設事業】

商業施設事業では、旺盛なインバウンド需要や物価上昇などにより小売業販売額は堅調に推移しており、小売市場ではデジタル化や深刻化する人手不足への省人・省力化対応、消費者ニーズへの適応などを目的とした投資が積極的に行われております。これらの多様化する需要に応えるべく、既存領域での維持・確保に加え、新たな領域への展開拡大により、更なる事業成長に向けた取り組みを進めてまいりました。さらに、カーボンニュートラルへの貢献として再生可能エネルギー100%で点灯する外照式サイン「アドビューソーラー」を新たにラインアップいたしました。

当連結会計年度の業績は、小売業態における新規出店や店舗改装需要の獲得に注力したものの、業界再編や資材及び建築費の高騰の影響を受けた主要顧客案件の計画延期や中止・規模縮小などもあり、売上高425億99百万円（前連結会計年度比4.3%減）となりました。利益についても、価格改定や調達コストの抑制、販管費削減などの収益改善策を推進したものの、販売量の低下や物流費などのコスト増加によりセグメント利益7億18百万円（前連結会計年度比50.8%減）となりました。

【国際事業】

国際事業では、ドイツ経済は輸出の減少やエネルギーコスト高などにより製造業が停滞したものの、自動車生産においてはEVの増加によりわずかに前年を上回りました。また、タイ経済は米国の通商政策の影響により輸出が減少するなど、低調な成長となりました。自動車市場においても輸出台数の減少に伴い、生産台数が前年を下回りました。このような環境の中で、業績不振が続く欧州子会社では経営資源の効率的活用や財務体質強化を目的とした構造改革を進めております。また、タイにおいては成長分野と位置付ける自動車分野での拡販を推進いたしました。

当連結会計年度の業績は、低成長が続く市場において、物量確保や付加価値向上に取り組んだことに加え、為替影響やアルミ地金価格に連動した販売価格の上昇により、売上高792億21百万円（前連結会計年度比4.0%増）となりました。営業損失は製造経費などのコスト削減を推進したものの、欧州子会社における自動車や鉄道、航空などの輸送分野の物量減少に伴う販売構成の変化によりセグメント損失24億33百万円(前連結会計年度はセグメント損失25億98百万円)と前年並みとなりました。

なお、業績不振が続く欧州子会社の収益構造改革は計画どおり進捗しており、2027年5月期での収益貢献を見込んでおります。

(2) 事業別の売上高と営業利益の推移

事業区分		第 80 期 (2024年6月～ 2025年5月)		第 81 期 (当連結会計年度) (2025年6月～ 2026年5月)		前連結会計年度比	
			構成比		構成比	増減	増減率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
建 材 事 業	売 上 高	178,652	49.7	167,537	46.9	△11,115	△6.2
	営 業 利 益	236	15.3	1,069	69.1	832	352.2
マテリアル 事 業	売 上 高	59,781	16.6	67,729	18.9	7,947	13.3
	営 業 利 益	2,602	168.4	2,353	152.2	△248	△9.6
商 業 施 設 事 業	売 上 高	44,522	12.4	42,599	11.9	△1,923	△4.3
	営 業 利 益	1,460	94.5	718	46.5	△741	△50.8
国 際 事 業	売 上 高	76,145	21.2	79,221	22.2	3,076	4.0
	営 業 利 益	△2,598	△168.1	△2,433	△157.4	164	－
そ の 他	売 上 高	322	0.1	446	0.1	123	38.2
	営 業 利 益	△63	△4.1	△76	△4.9	△12	－
消 去 又 は 全 社	売 上 高	－	－	－	－	－	－
	営 業 利 益	△92	△6.0	△86	△5.6	6	－
合 計	売 上 高	359,424	100.0	357,533	100.0	△1,891	△0.5
	営 業 利 益	1,545	100.0	1,546	100.0	0	0.1

- (注) 1.第80期、第81期に記載の△は、当該連結会計年度の損失を示しております。
2.前連結会計年度比増減に記載の△は、前連結会計年度比減少を示しております。

2. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 78 期 (2022年6月～ 2023年5月)	第 79 期 (2023年6月～ 2024年5月)	第 80 期 (2024年6月～ 2025年5月)	第 81 期 (当連結会計年度) (2025年6月～ 2026年5月)
売 上 高	370,385	353,027	359,424	357,533
営 業 利 益	2,669	3,807	1,545	1,546
経 常 利 益	3,419	3,880	944	882
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	1,630	△1,019	△2,336	△13,498
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	52円02銭	△32円53銭	△74円54銭	△430円74銭
純 資 産	92,667	99,483	94,804	94,241
総 資 産	282,932	289,975	300,454	305,992

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
期中平均発行済株式数は、78期31,352,706株、79期31,347,819株、80期31,341,932株、当連結会計年度31,337,258株となっております。

3. 対処すべき課題

(1) 当社を取り巻く事業環境

当社グループを取り巻く経営環境は、中長期的な構造変化と短期的な変動要因が相互に作用し、その不確実性が一層高まっています。

中長期的には、国内市場の成熟化と価値観の多様化が進む中で、労働人口の減少と高齢化に伴う労働力不足への対応が急務となっています。同時に、従来型の需要構造からの転換に対応し、変化する市場ニーズに適応した事業構造への変革が求められています。また、気候変動の進行による台風や豪雨の甚大化など、社会全体が対応を迫られる課題が増加しており、これらへの適切な対処が企業の重要な経営課題となります。

短期的には、国内経済は所得環境の改善や省力化・デジタル投資の進展に支えられ、緩やかな景気回復が続く見通しです。一方、物価上昇の影響により消費者マインドが弱含む傾向が続くとともに、為替は円安基調が継続し、アルミ地金など原材料価格の変動が引き続き経営環境に影響を与える見通しです。世界経済においては地政学リスクの高まりがサプライチェーンの混乱や原材料・物流コストの上昇を招いており、各国の通商政策の動向や国際情勢の不確実性が、引き続き景気見通しに対する下振れリスクとなっています。

これらの多様な事業環境の変化に的確に対応し、企業価値を向上させていくことが、当社グループの持続的な成長には不可欠であると認識しております。

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても当期純損失を計上いたしました。

当連結会計年度においては、主材料であるアルミ地金価格が想定を超える高騰を続ける中、中東情勢の影響でその高騰が一段と厳しさを増した結果、経営環境の著しい悪化が継続し、建材事業における減損損失の計上等により、134億98百万円の当期純損失を計上いたしました。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事態となっております。

このような事業環境下において、当社グループは、2025年7月10日に公表した「5つの構造改革」を最優先課題と位置付け、その回復に向けた取り組みを推進しております。



物流費、水道光熱費、広告・販促費など幅広い間接コストについてサプライヤーの管理、費用の需要側の管理の両面から削減・適正化



間接業務の廃止・縮小、集約化、自動化、外部化により、業務量と人員数の適正化



売価改善による収益性向上を図るとともに、商品・ラインは集約・廃止して固定費を削減



押出工場のライン停止による固定費削減
生産性要因分析を通じた原価適正化による競争力強化



鉄道向け部材の生産体制見直しによる人員削減等の合理化で**15億円**および工場の土地建物の一部売却で**19億円**

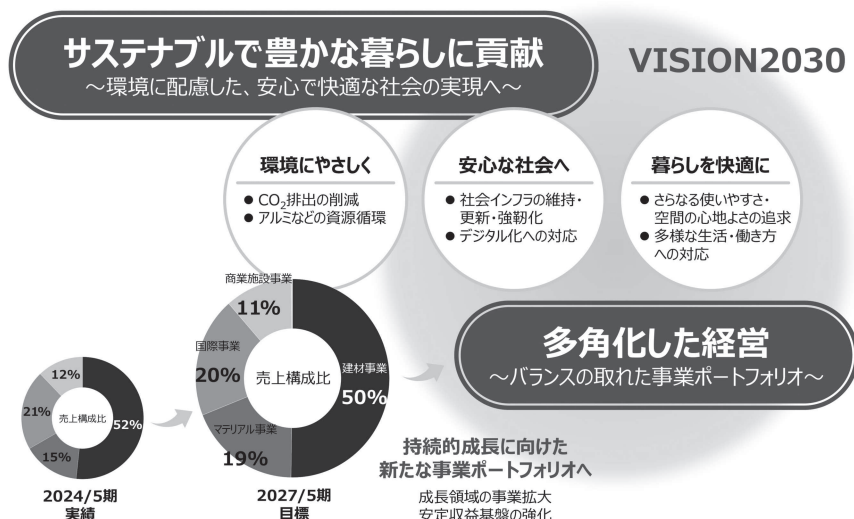
これらの改革を推進することにより、当連結会計年度及び次期連結会計年度において一定の改善効果が期待されるものの、依然としてアルミ地金価格の高止まりや中東情勢の影響による各種コスト高が継続するなど、厳しい経営環境にあります。このため、当社グループは、更なる改善施策の実施を計画しており、早期の業績回復及び当該重要事象等の早期解消に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

また、資金面においては、当連結会計年度末において、297億32百万円の現金及び預金を保有しており、効率的な運転資金の調達を目的として主要取引銀行との間でコミットメントライン契約を締結し、必要な資金枠を確保していることから、資金繰りについては支障がないものと判断しております。

以上の状況と対応により、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(3) VISION2030 (2031年5月期) ～長期的に目指す姿～

当社グループは、長期的に目指す姿として2021年7月に「VISION2030 (2031年5月期)」を策定しております。「サステナブルで豊かな暮らしに貢献」と「多角化した経営」を掲げ、変化する市場構造に対応したバランスの取れた事業ポートフォリオへの変革を推進してまいります。



ポートフォリオの変革

収益構造改革を推進する一方、持続的成長に向けた事業ポートフォリオの変革に取り組んでおります。建材事業・マテリアル事業・国際事業・商業施設事業の各領域において、既存事業の収益力強化と成長・高収益分野への経営資源の戦略的再配分を進め、低収益構造からの脱却を図ってまいります。安定的に利益を創出し続ける強固な事業構造の実現に向け、変革を推し進めてまいります。

中長期ポートフォリオ変革ロードマップ



(4) 経営指標

当社グループは、売上高、営業利益率をグループ全体の成長を示す経営指標と位置付けております。また、資産効率を測る指標としてROA（総資産利益率）、資本効率を測る指標としてROE（自己資本利益率）、財務体質の健全性を測る指標として自己資本比率を重視しております。中期経営計画の各指標の計画及び実績は以下のとおりであります。

		第80期 2025年5月期		第81期 2026年5月期	
		計画	実績	計画	実績
業績	売上高	3,600億円	3,594億円	3,700億円	3,575億円
	営業利益 /率	40億円 /1.1%	15億円 /0.4%	40億円 /1.1%	15億円 /0.4%
資本 収益性	自己資本比率	30.0%	30.4%	28.0%	29.6%
	ROA	0.5%	△0.8%	0.1%	△4.5%
	ROE	1.7%	△2.5%	0.4%	△14.9%
株主 還元	配当	25円	25円	25円	25円

(注) 2025年5月期（第80期）計画は2024年7月公表時の中期経営計画の数値、2026年5月期（第81期）計画は2025年7月公表時の中期経営計画見直しの数値であります。

当社グループは、創業の原点である「お得意先」「地域社会」「社員」の三者が協力し共栄するという協業の精神に基づいた経営理念のもと、お客様に喜びと満足を提供する企業活動を展開することで、引き続きグループの企業価値向上を図ってまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

〈参考〉三協立山のサステナビリティへの取り組み

当社グループは、創業の原点である「お得意先」「地域社会」「社員」の三者が協力し共栄するという協業の精神に基づいた経営理念のもと、健全な企業活動を通じて社会に貢献していくことが使命であると考えております。今、世界が抱える様々な課題が深刻化しており、その課題を解決しながら、未来にも豊かな環境と社会を持続させることを認識し、長期的なビジョンである『サステナビリティビジョン2050 Life with Green Technology～「環境技術でひらく、持続可能で豊かな暮らし」を実現する企業グループへ～』を掲げ、取り組みを進めております。

サステナビリティビジョン2050 Life with Green Technology ～「環境技術でひらく、持続可能で豊かな暮らし」を実現する企業グループへ～

カーボンニュートラルへの挑戦

資源の循環

人財を未来へつなぐ

【カーボンニュートラルへの挑戦】

■事業活動によって排出される温室効果ガス排出量の削減

当社グループのCO₂排出量（Scope1・2）の削減目標として、2030年までに2017年度比で50%削減を掲げております。この目標達成に向け、生産プロセスの革新、再生可能エネルギーの導入拡大を強力に推進しています。

2025年度においては、CO₂フリー電力を新たに石川工場に導入しました。また、新湊東工場の増築棟の屋根上に太陽光発電システムを設置し、発電した電力は同工場内で自家消費することでCO₂排出量削減を行います。

これらの取り組みにより、2030年目標の達成は可能であると見込んでおり、今後も計画に基づき着実に進めてまいります。



新湊東工場の屋根上に太陽光発電システムを設置

【資源の循環】

■アルミサッシの新たな資源循環モデルの構築

三協立山株式会社、株式会社アビツ、株式会社イボキン、オリックス環境株式会社、株式会社こっこー、株式会社HARITAは、製造業とリサイクル業の事業間連携を通じたアルミサッシの資源回収ネットワーク「サーキュラーエコノミーチャレンジャーズ」を結成しました。この取り組みは、解体現場からアルミサッシを回収し、高品質アルミスクラップ材の国内循環及びリサイクルアルミの安定供給を目指すものです。当社は、本スキームの全体構想を主導し、今後は製品化を担ってまいります。



【人財を未来へつなぐ】

■「健康経営優良法人2026（ホワイト500）」に認定

三協立山株式会社は、経済産業省並びに日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人認定制度」において、女性特有の健康関連課題への対応などが評価され、「健康経営優良法人2026（ホワイト500）」に認定されました。

「健康経営優良法人（大規模法人部門）」は6年連続の認定で、ホワイト500には3度目の認定(過去の認定は2021年、2024年)となります。



4. 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

事業区分	主 要 製 品
建 材 事 業	①ビル用建材（サッシ、カーテンウォール、手すり、内外装建材等） ②住宅用建材（サッシ、玄関ドア・引戸、インテリア建材等） ③エクステリア建材（門扉、フェンス、カーポート、テラス、デッキ等）
マ テ リ ア ル 事 業	アルミニウム押出型材（自動車用、鉄道用、建材用、電気・電子関連機器用、産業機械用等）、マグネシウム押出型材、アルミニウム鋳造ビレット、マグネシウム鋳造ビレット
商 業 施 設 事 業	店舗用什器・その他（汎用陳列什器、業種業態専用什器、カウンター、店舗内装工事等）、看板（規格看板、特定顧客向け看板、取付施工業務等）
国 際 事 業	欧州・中国におけるアルミニウム押出型材（自動車用、航空機用等）及びASEAN地域におけるアルミニウムビレット・アルミニウム押出型材、アルミニウム製品（建材用、自動車用等）

5. 主要な事業拠点等（2026年5月31日現在）

名 称		所 在 地
当 社	本 社	富山県高岡市
	東京オフィス	東京都中野区
	三協アルミ社	富山県高岡市
	支 店	東京、大阪、愛知をはじめとする8都道府県に所在
	工 場	新湊工場（富山県射水市）、福岡西工場（富山県高岡市）、福岡西工場福岡分工場（同）、福岡西工場氷見分工場（富山県氷見市）、福光工場（富山県南砺市）、福野工場（同）、福野工場佐加野分工場（富山県高岡市）
	三協マテリアル社	富山県高岡市、東京都中野区
	支 店	東京、富山、愛知、大阪
	工 場	高岡工場（富山県高岡市）、戸出工場（同）、射水工場（富山県射水市）、新湊東工場（同）、奈呉工場（同）、石川工場（石川県羽咋郡宝達志水町）
	タテヤマアドバンス社	東京都中央区
	支 店	北海道、宮城、東京、埼玉、愛知、大阪、岡山、福岡
三 協 テ ッ ク 株 式 会 社	本 社	富山県高岡市
	支 店	東京をはじめとする32都道府県に所在
協 立 ア ル ミ 株 式 会 社	本 社	富山県南砺市
三 精 工 業 株 式 会 社	本 社	富山県射水市
S T 物 流 サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 社	富山県小矢部市

名 称	所 在 地	
S T メ タ ル ズ 株 式 会 社	本 社	富山県高岡市
三 株 協 会 成 社	本 社	富山県高岡市
サ シ ク リ エ イ ト 株 式 会 社	本 社	富山県南砺市
Sankyo Tateyama Europe BV	本 社	ベルギー王国アントウェルペン州
ST Extruded Products Germany GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国バーデン＝ヴュルテンベルク州
SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.	本 社	シンガポール共和国
Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.	本 社	タイ王国サムットプラカーン県
SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	本 社	タイ王国サムットプラカーン県
SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.	本 社	タイ王国プラチンブリ県
三協立山押出製品 (天津) 有限公司	本 社	中華人民共和国天津市

6. 使用人の状況（2026年5月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比
9,542名	470名減

（注）使用人数は当社及び連結子会社の就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）です。

7. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は184億77百万円であります。その主なものは、成長事業拡大に向けた投資、新商品投入、設備の合理化・修繕のための設備導入などであります。

8. 資金調達の状況

当社グループにおいて、当連結会計年度中、設備投資などの所要資金のため長期借入で総額334億円の資金調達を行いました。当社は2025年2月に新湊東増設資金手当てとして、取引金融機関19行と総枠100億円のコミットメント期間付きタームローン（サステナビリティ・リンク・ローン）の締結を行っており、その借入実行残高である54億円が含まれております。

また、当社は2026年3月に、取引金融機関12行と総枠260億円のコミットメントライン契約を更新しました。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

9. 主要な借入先の状況（2026年5月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	14,781 百万円
株式会社日本政策投資銀行	10,460
株式会社北陸銀行	9,805
三井住友信託銀行株式会社	9,790
株式会社三井住友銀行	9,314
株式会社富山第一銀行	5,273
農林中央金庫	5,008
株式会社北國銀行	4,474

(注) 上記の借入金残高には、シンジケート方式によるコミットメントライン及びタームローン（合計3,150百万円）は含めておりません。

10. 重要な子会社の状況（2026年5月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
三協テック株式会社	50 百万円	100 %	アルミ建材の加工及び販売
三精工業株式会社	100 百万円	100	金属製店舗用器具の製造及び販売
S Tメタルズ株式会社	100 百万円	100	アルミ建材の製造及び販売
S T物流サービス株式会社	100 百万円	100	貨物自動車運送業等
協立アルミ株式会社	100 百万円	100	ドア等の製造
三協化成株式会社	100 百万円	100	樹脂形材、部品の製造及び販売
サンクリエイト株式会社	100 百万円	100	アルミ鋳物製品の製造及び販売
Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.	1,680 百万 THB	73.99	アルミビレット・アルミ製品の製造及び販売
ST Extruded Products Germany GmbH	6,646 千 EUR	100	アルミニウム押出事業
Sankyo Tateyama Europe BV	313,658 千 EUR	100	ST Extruded Products Germany GmbH 等の事業の運営、統括、管理及びアルミニウム押出事業

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	3,706 百万 THB	100 %	Thai Metal Aluminium Co.,Ltd. 等の事業の運営、統括及び管理
SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.	109,173 千 US\$	100	SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.の株式を保有する特別目的会社
SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.	1,100 百万 THB	100	アルミニウムの鋳造等
三 協 立 山 押 出 製 品 (天 津) 有 限 公 司	319,426 千 人民元	100	アルミ製品の製造及び販売等

(注) 出資比率には子会社が保有する間接保有を含みます。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度より、持分法非適用関連会社である三協大同鋁業股份有限公司は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

2026年4月1日付で連結子会社である三協テック(株)は、同じく連結子会社である(株)エスケーシーを吸収合併いたしました。

Ⅱ. 株式及び新株予約権等に関する事項（2026年5月31日現在）

1. 株式数 発行可能株式総数 普通株式 150,000,000株

A種優先株式 1,000,000株

B種優先株式 1,000,000株

C種優先株式 1,000,000株

D種優先株式 1,000,000株

発行済株式の総数 普通株式 31,554,629株

(うち自己株式数 115,010株)

2. 株主数 21,385名

3. 大株主

株主名	持株数 (普通株式)	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,680千株	8.53%
三協立山持株会	1,570	5.00
住友化学株式会社	1,565	4.98
三協立山社員持株会	1,539	4.90
S T持株会	1,411	4.49
三井住友信託銀行株式会社	971	3.09
株式会社北陸銀行	888	2.83
住友不動産株式会社	809	2.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	530	1.69
住友林業株式会社	437	1.39

(注) 当社は、自己株式115,010株を保有しており、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出しております。

4. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2026年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	平 能 正 三	三協マテリアル社社長
取締役 常務執行役員	吉 田 経 晃	総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長 兼 経営監査部担当
取締役 常務執行役員	久保田 健 介	財務経理統括室長
取締役 常務執行役員	黒 畑 靖 之	経営企画統括室長 兼 事業開発統括室長 兼 国際事業管掌
取締役 常務執行役員	豊 岡 史 郎	三協アルミ社社長
取締役 常務執行役員	東 一 郎	タテヤマアドバンス社社長
社 外 取 締 役	篠 田 寛 子	
取 締 役 監査等委員(常勤)	藤 巻 靖	
社 外 取 締 役 監査等委員(常勤)	森 明 彦	
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	荒 牧 宏 敏	
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	戸 田 和 範	税理士
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	吉 川 美 保	弁護士

- (注) 1.本川透、長谷川弘一の両氏は、任期満了により2025年8月27日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任しております。
- 2.藤巻靖、森明彦の両氏は、2025年8月27日開催の第80回定時株主総会にて監査等委員である取締役に選任されました。
- 3.篠田寛子、森明彦、荒牧宏敏、戸田和範、吉川美保の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4.篠田寛子、森明彦、荒牧宏敏、戸田和範、吉川美保の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
- 5.戸田和範氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6.吉川美保氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として豊富な経験と知識を有しております。
- 7.藤巻靖、森明彦の両氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な社内会議への出席などによる情報収集や内部監査部門との十分な連携を図ること

で、監査の実効性を高めるためであります。
8.当事業年度中に以下の取締役が退任をしております。

氏名	退任日	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
本川 透	2025年8月27日	取締役 監査等委員
長谷川弘一	2025年8月27日	社外取締役 監査等委員

9.責任限定契約の内容の概要は以下のとおりです。

当社と社外取締役 篠田寛子氏、監査等委員 藤巻靖、森明彦、荒牧宏敏、戸田和範、吉川美保の各氏とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

10.役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりです。

当社は、当社の取締役、執行役員、子会社役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金、争訟費用などの損害を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為、インサイダー取引、違法な利益供与などに起因する損害は填補対象外とし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

2. 取締役の報酬等(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別報酬等に係る決定方針を決議しております。取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬は「企業業績、企業価値の向上に資すること、多様で優秀な人材を確保できる水準であること、透明性の高いプロセスを経て決定されること」を基本として設計しております。取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別報酬は金銭による固定報酬とし取締役としての報酬、代表取締役としての報酬、執行役員としての報酬で構成され、個人別の報酬額は、役位と職責及び前期の業績などを評価して年度毎に決定いたします。また連結経常利益及び連結当期純利益に目標額を設定し、その目標額を達成した場合には固定報酬のほかに賞与を支給することがあります。なお、監査等委員である取締役の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、取締役会は、当年度の取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別報酬等の内容について、2021年2月24日開催の取締役会で決定された取締役の個人別報酬等に係る方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2015年8月27日開催の第70回定時株主総会において取締役（監査等委員であるものを除く）の年間総額が400百万円以内、監査等委員である取締役の年間総額が130百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は9名、監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役の報酬等の総額等

当連結会計年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）において取締役に支払われた報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員 であるものを除く） （うち社外取締役）	196 (6)	196 (6)	－ (－)	－ (－)	7 (1)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	67 (43)	67 (43)	－ (－)	－ (－)	7 (5)

(注) 1. 上記には、2025年8月27日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名を含めております。

2. 使用人兼務取締役はおりません。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

3. 社外役員等に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役 篠田寛子氏に重要な兼職はありません。
監査等委員 森明彦氏、荒牧宏敏氏、吉川美保氏に重要な兼職はありません。
監査等委員 戸田和範氏は、フクビ化学工業(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	篠 田 寛 子	当事業年度中に開催された取締役会16回に全て出席し、主に女性活躍推進やダイバーシティ戦略に関する経験と知識を有しているとともに企業勤務経験より人事に関する知識を備えており、高い見識・専門性から適宜発言し意見を述べております。また、報酬委員会の委員として活動しました。
社 外 取 締 役 (常勤監査等委員)	森 明 彦	当事業年度中に開催され、選任後の取締役会13回に全て出席、選任後に13回開催された監査等委員会のうち12回に出席し、主に長年にわたる金融機関での経験・知識と他団体の業務執行者として培った見地から発言し意見を述べております。また、指名委員会の委員長を務めました。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	荒 牧 宏 敏	当事業年度中に開催された取締役会16回に全て出席、監査等委員会18回に全て出席し、企業経営者及び技術者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜発言し意見を述べております。また、指名委員会の委員として活動しました。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	戸 田 和 範	当事業年度中に開催された取締役会16回に全て出席、監査等委員会18回に全て出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言し意見を述べております。また、指名委員会の委員のほか、報酬委員会の委員長を務めました。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	吉 川 美 保	当事業年度中に開催された取締役会16回に全て出席、監査等委員会18回に全て出席し、主に弁護士としての豊富な経験と法律に関する高い見識・専門性から適宜発言し意見を述べております。また、報酬委員会の委員として活動しました。

(注) 取締役会の開催日数には書面決議を含んでおりません。

(3) 社外役員の意見

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	151,254	流 動 負 債	113,568
現 金 及 び 預 金	29,732	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	46,892
受取手形、売掛金及び契約資産	46,049	電 子 記 録 債 権	6,436
電 子 記 録 債 権	9,000	短 期 借 入 金	5,791
有 価 証 券	46	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	23,371
商 品 及 び 製 品	19,606	リ ー ス 債 務	697
仕 掛 品	15,706	未 払 法 人 税 等	1,307
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	22,879	賞 与 引 当 金	402
そ の 他 金	8,623	工 事 損 失 引 当 金	7
貸 倒 引 当 金	△392	災 害 損 失 引 当 金	355
固 定 資 産	154,738	そ の 他	28,307
有 形 固 定 資 産	102,754	固 定 負 債	98,182
建 物 及 び 構 築 物	23,553	長 期 借 入 金	68,179
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	21,341	リ ー ス 債 務	1,578
土 地	50,097	繰 延 税 金 負 債	11,232
リ ー ス 資 産	1,285	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,048
建 設 仮 勘 定	2,181	製 品 改 修 引 当 金	795
そ の 他	4,295	退 職 給 付 に 係 る 負 債	10,341
無 形 固 定 資 産	2,556	資 産 除 去 債 務	1,415
リ ー ス 資 産	4	そ の 他	1,591
そ の 他	2,552	負 債 合 計	211,750
投 資 そ の 他 の 資 産	49,427	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	17,030	株 主 資 本	56,899
長 期 貸 付 金	144	資 本 本 金	15,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	28,596	資 本 剰 余 金	31,938
繰 延 税 金 資 産	343	利 益 剰 余 金	10,227
そ の 他	3,538	自 己 株 式	△266
貸 倒 引 当 金	△227	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	33,598
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,739
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△21
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,065
		為 替 換 算 調 整 勘 定	8,369
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	18,445
		非 支 配 株 主 持 分	3,743
		純 資 産 合 計	94,241
資 産 合 計	305,992	負 債 純 資 産 合 計	305,992

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

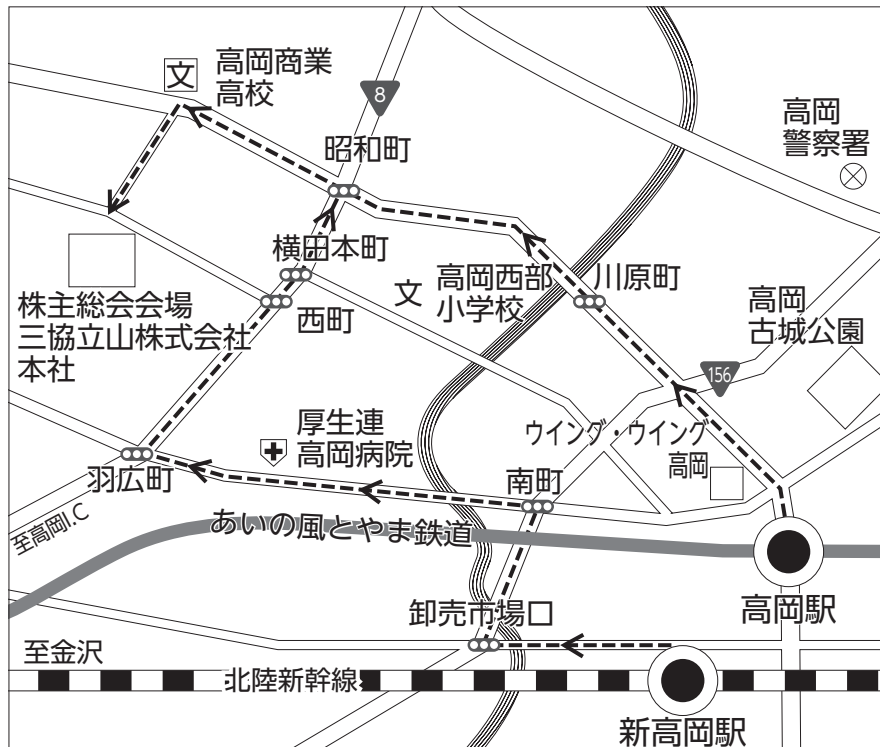
(单位：百万円)

科 目				金	額
高価 利益 費益	管理 利益	原 一般 利収	上 総一		357,533
			上 及び業		287,020
息金 入益 益入 他	当 等 投資 収	配 金 る 金 の の	取 外		70,512
			取 配 に替 成		68,966
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		1,546
			受 保 持 為 助 そ		112
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		300
			受 保 持 為 助 そ		155
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		365
			受 保 持 為 助 そ		227
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		209
			受 保 持 為 助 そ		614
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		1,985
			受 保 持 為 助 そ		1,998
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		651
			受 保 持 為 助 そ		2,649
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		882
			受 保 持 為 助 そ		7,320
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		1,387
			受 保 持 為 助 そ		0
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		8,708
			受 保 持 為 助 そ		49
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		412
			受 保 持 為 助 そ		12
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		79
			受 保 持 為 助 そ		0
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		16,761
			受 保 持 為 助 そ		3,342
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		45
			受 保 持 為 助 そ		20,704
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		11,113
			受 保 持 為 助 そ		1,662
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		2,246
			受 保 持 為 助 そ		13,360
息金 入益 益入 他	収 利	金 の の	受 保 持 為 助 そ		137
			受 保 持 為 助 そ		13,498

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会会場案内図

会 場：富山県高岡市早川70番地
三協立山株式会社 本社 ショウルーム
2階大ホール



交 通：鉄道 ……北陸新幹線 新高岡駅

…………あいの風とやま鉄道 高岡駅

1. 新高岡駅より会場までの交通の便【新高岡駅 - 高岡駅 - 会場】

新高岡駅より高岡駅まで

<城端線> 新高岡駅から高岡駅 約5分

<バス> 新高岡駅南口 バス1番乗り場より高岡駅南口行バス乗車約10分、
「高岡駅南口」下車

高岡駅北口へ徒歩で移動し、高岡駅からは下記2（①または②）のバスにお乗り
換えのうえ会場までお越しください。

2. 高岡駅より会場までの交通の便【高岡駅 - 会場】

高岡駅北口 バス3番乗り場より

①国吉・氷見方面行バス乗車約10分、「高岡商業高校前」下車、徒歩約5分

②福岡・石動方面行バス乗車約10分、「瑞穂町」下車、徒歩約7分



第81回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

- Ⅳ. 会計監査人に関する事項
- Ⅴ. 業務の適正を確保するための体制
- Ⅵ. 内部統制システムの運用状況の概要について
- Ⅶ. 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

監査報告書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

上記事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

三 協 立 山 株 式 会 社

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	98百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しています。

2.当社の重要な子会社のうち、Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.、ST Extruded Products Germany GmbH、Sankyo Tateyama Europe BV、SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.、SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.、SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.、三協立山押出製品(天津)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 責任限定契約

該当事項はありません。

7. 補償契約

該当事項はありません。

V. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「経営理念」を実現するため、「CSR憲章」「CSR行動規範」などにに基づき企業活動を行い、法令及び定款はもとより社会規範を遵守し、高い倫理観を持って責任ある行動をすることを、経営の重要課題としています。

当社は以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会決議により定めており、当社グループは、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を定期的に確認し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化などに対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守・企業倫理などの方針及び規程を定め、取締役が率先してその規範を示すとともに、当社及び当社グループ各社の役職員全員への浸透を図ります。それを確実なものとするため代表取締役社長を委員長とした内部統制委員会を設置し、またその下にコンプライアンス委員会を設置することにより、内部統制システムの構築及び問題点の把握・改善に努めます。
- (2) 取締役は、業務執行において法令及び定款を遵守し、取締役会は、取締役が法令及び定款を遵守しているか、また内部統制システムに関する基本方針に従い、適切に内部統制システムを構築、運用しているかについて監督義務を果たします。
- (3) 当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係をもたないこととし、それを明記した「コンプライアンス行動基準」に基づき対応します。また不当要求防止責任者を選任し組織的な体制を整備いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役が主催又は出席し重要な意思決定を行う会議の議事経過や決定事項及び取締役が決定者となる社内稟議その他取締役の職務の執行に係る情報は文書化し、保存します。
- (2) 上記(1)の議事録や社内稟議書などの重要文書は、文書管理規程その他社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存・管理します。
- (3) 取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役が常時閲覧可能な状態で管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び当社グループ各社におけるリスクに対する意識の浸透、当社グループのリスクの早期発見及び顕在化の未然防止、また不測事態における対応などを定めた規程を整備します。
- (2) 当社は、当社グループの内部統制・リスク管理を統括する組織として内部統制委員会を設置し、リスク管理に関する全社方針を定め適時にリスクを評価し、各リスク管理担当部署の計画策定・対策実施状況を監視・監督し、必要に応じて改善を求めるなど、一連の管理を通して適切なリスク管理体制を整備します。
- (3) 不測のリスクについては、危機管理規程及びその運用マニュアルに基づき、未然防止から発生時対応までの当社グループ統一的な危機管理体制を整備します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は執行役員制を導入し、業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図ります。
- (2) 取締役会における重要な意思決定に際しては、潜在リスクが明確にされており、そのリスクを考慮して効率的かつ十分な議論を行うための体制を整備します。
- (3) グループ全体の経営課題及び子会社各社の重要事項については、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その決定をもって執行します。
- (4) 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、社内規程にて、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めます。
- (5) 当社グループの経営計画・利益計画を策定し、それに基づき活動するとともに定期的に業績管理を行います。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置、またその下にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の維持・向上及びグループ内への浸透を図ります。
- (2) 当社及び当社グループ各社における不正並びにコンプライアンス違反については、コンプライアンス委員会を主体とした対応体制により、発生防止や早期発見に努めます。
- (3) 代表取締役社長に直属する内部監査部門として「経営監査部」を置き、内部監査規程に基づき内部監査を行います。

6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループとしての業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する行動指針として、グループ行動指針を定め、それを担保する諸規程を整備します。
- (2) 企業集団に属する当社子会社が整備すべき内部統制システムに関する基準を整備し、当社子会社が適切な内部管理システムを構築するよう必要かつ適切な指導を行います。
- (3) 当社グループ各社において、各々の事業内容・規模に応じた内部統制システムを構築し、その体制の整備と運用を推進します。
- (4) 当社及びグループ会社間の取引は、法令その他コンプライアンス上適切に行うものとし、親会社などによる不当な要求について報告・対処する体制を整備します。
- (5) 当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の経営計画・利益計画に基づく業績管理や当社への決裁・報告制度を整えるなど必要な経営管理を行います。
- (6) 当社の内部監査部門である「経営監査部」は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保します。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めます。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の補助者を監査等委員会室に配置します。
- (2) 監査等委員会室に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令で職務を行い、業務執行にかかる役職を兼務しません。
- (3) 監査等委員会室長の人事異動は監査等委員会の事前同意を得て行い、人事考課は監査等委員会が行います。

8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人などは、監査等委員会が報告を求めた場合には、迅速かつ的確に対応します。
- (2) 内部監査部門長は、監査等委員会に対し内部監査計画の承認を得るとともに、監査結果については、監査等委員会に報告をします。
- (3) 直接通報窓口その他を通じて、当社及び当社グループ各社の法令若しくは定款に違反する事項を知った場合には監査等委員会に報告します。なお、直接通報窓口については、当社の総務部門と当社が指定する外部の通報先及び当社の監査等委員会室に設置します。

9. 直接通報窓口その他を通じて報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 直接通報窓口その他を通じて通報した者に対して、当該通報を理由としていかなる不利益をも受けないよう保護規定を設け、適切に運用します。

10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は監査等委員会がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払いなどの請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- (2) 当社は監査等委員会又は監査等委員会の選定する監査等委員が、その職務の執行にあたり、弁護士、公認会計士などの外部専門家を利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
- (3) 監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めます。
- (4) 内部監査部門長は、監査等委員会の選定する監査等委員から指示がなされた場合、それに従います。また、監査等委員が往査を行う場合は積極的に協力をします。
- (5) 内部監査部門長の人事異動及び人事考課は、監査等委員会の事前同意を得て行います。

Ⅵ. 内部統制システムの運用状況の概要について

当事業年度における、当社の内部統制システム基本方針に対する運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」を制定し、その中において役職員の行動の基本となる「コンプライアンス行動基準」を規定、それにより取締役が法令及び定款を遵守しております。また、内部統制委員会、コンプライアンス委員会を各々年4回開催し内部統制システムの構築状況、問題点の把握・改善を図っております。
- (2) 取締役会を臨時開催も含め年16回開催し、その中で各取締役の職務執行を監督しております。また、監査等委員会若しくは監査等委員は取締役会、経営会議などの重要な会議への出席などを通じ、その意思決定の過程及び内容について監視しております。さらに、監査等委員会を年18回開催し、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証を行っております。
- (3) 反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス行動基準」に基づき対応することとしており、また主管対応部署に「不当要求防止責任者」を設置し、一切の関係を持たない体制となっております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議並びに取締役が主催又は出席する各種委員会などの会議体の議事録は、事務局部署が作成し「文書管理規程」その他社内規程に基づき保管・管理しております。また、取締役が決定者となる社内稟議も上述の規程に基づき、社内保管管理データベースを活用して保管・管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「内部統制規程」に基づき設置された「内部統制委員会」が主体となり、当社グループのリスク情報を一元管理することにより全社的な重要リスクの把握、対策推進を行っております。また、サステナビリティ推進体制として、気候変動対応などグループ全体に関わる政策をサステナビリティ政策委員会が決定し、サステナビリティ推進委員会が専門部会での施策実施を推進し、四半期ごとに開催する政策委員会に報告しております。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」及び「危機管理マニュアル」に基づき「対策会議」を開催、事態の重要度などに応じ「対策本部」を設置するなど、適切に対応する体制となっております。また、事業継続性の観点からBCPの取り組みも推進しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前にカンパニー経営会議、国際事業経営会議に付議、又は、個別の報告会議にて執行役員による潜在リスクの有無を含めた議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を図っております。
- (2) 取締役会は代表取締役社長が議長となり、事業の状況把握を迅速に行うため、当社の社内カンパニーである三協アルミ社、三協マテリアル社、タテヤマアドバンス社の各カンパニー社長と国際事業の代表が出席しております。
- (3) 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、稟議規程などの社内規程や業務分掌にてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。
- (4) 策定した経営計画・利益計画に対して、取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議

でそれぞれ毎月のカンパニー、事業部別の実績と次月以降の見込みを報告し、必要に応じて適宜対策検討の議論ができるようにしております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「内部統制委員会」を年4回開催し、内部統制・リスク管理全般にわたる議論を行っております。また、「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、コンプライアンス推進に関する年次活動の確認と、問題の把握と改善を図っております。さらに、当社グループ内におけるリスク事案の対応強化のため、専門部署も設置しております。
- (2) コンプライアンス事案の対応については、コンプライアンス委員会で一元管理しており、調査・処分・対策のモニタリングまで実施しております。また、発生防止や早期発見については、「コンプライアンス研修」や「コンプライアンスセルフチェック」の実施、また、「コンプライアンス情報誌」や「コンプライアンス行動基準」の配布などを実施し、全役職員へ法令遵守と企業倫理を浸透させ、コンプライアンス意識・知識の向上を図っております。
- (3) 年間監査計画に基づく「経営監査部」による業務監査の実施や、内部通報制度の運用により、不正行為などの早期発見に努めております。

6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループに適用する「コンプライアンス行動基準」を定め、それを担保する社内規程を整備・運用するとともに、グループ各社が適切な内部統制システムを構築するよう当社主管部署による指導、また、役員を派遣し指導・監視を行うなど、企業集団内部統制システムの体制整備と運用を推進しております。
- (2) 当社グループの内部通報制度である「コンプライン」を社内窓口（総務部門及び監査等委員会室）のほか、社外の通報窓口も設置し、通報者が利用しやすい環境を整えております。
- (3) グループ各社からの報告体制につきましては、「関係会社管理規程」に定めており、各カンパニー経営会議、国際事業経営会議で毎月の業況を報告し、必要に応じ関連資料や質疑応答などを通じて確認をするなど、業績管理・経営管理を実施しております。
- (4) 「経営監査部」によりグループ各社の内部監査を実施することにより、グループ全体の内部統制の有効性を確認しております。また、金融商品取引法に基づく、財務報告に係る内部統制についても年度基本計画に基づいて適切に対応しております。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の専任スタッフとして、業務執行部門から独立した「監査等委員会室」を監査等委員会の直轄下に設置しており、監査等委員会スタッフは監査等委員会若しくは監査等委員会が選定する監査等委員の指揮命令で職務を行っております。なお、監査等委員会室長の人事考課は監査等委員会が行い、異動などは監査等委員会の同意を得て行っております。

8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員会から報告を求められた者は、迅速かつ的確に報告をしております。グループ各社監査役の監査報告書は適時、監査等委員会に報告されており、また、監査等委員会が設置した「グループ監査役会議」において各社監査役から、各社の内部統制状況について報告を受けることなどにより、各社監査役と連携を図り、企業集団全体の監査環境の整備に努めております。
- (2) 「経営監査部」は、内部監査の計画、内部監査結果について、代表取締役及び監査等委員会に報告をし

ております。

- (3) 内部通報などを通じて通報を受けた者は、通報状況及びその内容を、直ちに監査等委員会に報告をしております。

9. 直接通報窓口その他を通じて報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

直接通報窓口その他を通じて通報した者に対して、当該通報を理由としていかなる不利益をも受けないようコンプライアンス・ヘルプライン運用規則にて保護規定を設け適切に運用しております。

10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が、監査等委員の職務執行上必要と見込まれる費用について請求をした場合、当社は当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
- (2) 代表取締役と監査等委員会との相互の認識を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者の意見交換を行うとともに、監査等委員会が代表取締役の諸課題の取り組み状況について確認を行っております。
- (3) 内部監査部門長は、監査等委員会からの指示に対し積極的に協力しております。
- (4) 内部監査部門長の人事異動及び人事考課は、監査等委員会の事前同意を得て行っております。

(注)上記の内部統制システム基本方針は、2026 年5月31日現在のものを記載しております。

VII. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株主の皆様にも長期にわたり株式を持ち続けていただくことが重要と考え、業績の向上により企業価値を高めていくことに努めており、現時点では買収防衛策について特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,000	31,932	22,706	△263	69,375
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△786		△786
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△13,498		△13,498
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
持分法の適用範囲の変動			219		219
土地再評価差額金の取崩			1,585		1,585
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		5			5
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	5	△12,478	△3	△12,475
当 期 末 残 高	15,000	31,938	10,227	△266	56,899

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,825	△124	3,651	5,039	10,473	21,865	3,564	94,804
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△786
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)								△13,498
自 己 株 式 の 取 得								△3
持分法の適用範囲の変動								219
土地再評価差額金の取崩								1,585
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								5
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,913	102	△1,585	3,330	7,971	11,733	179	11,912
当 期 変 動 額 合 計	1,913	102	△1,585	3,330	7,971	11,733	179	△563
当 期 末 残 高	4,739	△21	2,065	8,369	18,445	33,598	3,743	94,241

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社は44社であります。

主要な連結子会社は、三協テック(株)、三精工業(株)、S Tメタルズ(株)、S T物流サービス(株)、協立アルミ(株)、三協化成(株)、サンクリエイト(株)、Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.、ST Extruded Products Germany GmbH、Sankyo Tateyama Europe BV、SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.、SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.、SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.、三協立山押出製品(天津)有限公司であります。

2026年4月1日付で連結子会社である三協テック(株)は、同じく連結子会社である(株)エスケーシーを吸収合併いたしました。

(2) 非連結子会社は5社であります。

主要な非連結子会社は、(株)三協リニューアルであります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社5社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数 7社

主な関連会社は、ビニフレイム工業(株)、協和紙工業(株)であります。

当連結会計年度より、持分法非適用関連会社である三協大同鋁業股份有限公司は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

主要な非連結子会社は、(株)三協リニューアルであります。

主要な関連会社は、(株)北関東三協サッシであります。

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、協立アルミ(株)他7社の決算日は連結決算日と一致しております。

三協テック(株)他31社は3月31日、石川精機(株)は4月30日を決算日としておりますが、いずれも連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため、そのまま連結しております。

上海立山商業設備有限公司他2社の決算日は12月31日のため、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ) 市場価格のない株式 時価法

等以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

ロ) 市場価格のない株式 主として移動平均法による原価法

等

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
主な耐用年数は以下の通りであります。
建物及び構築物 7～50年
機械装置及び運搬具 4～20年 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | |
| イ) 所有権移転ファイナ
ンス・リース取引に
係る資産 | 自己所有の固定資産と同一の減価償却の方法を採用しております。 |
| ロ) 所有権移転外ファイ
ナンス・リース取引
に係る資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給のため、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。 |
| ③ 工事損失引当金 | 受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事のうち当連結会計年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。 |
| ④ 災害損失引当金 | 災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その金額を見積り計上しております。 |

- ⑤ 製品改修引当金 過去に納入した防火設備（防火引き窓）が国土交通省の大臣認定仕様と異なる仕様であったことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修の支出に備えるため、必要と認められる金額を見積り計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～１０年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５～１２年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。一部の連結子会社では発生時に一括して費用処理しております。

なお、当社においては、保有する株式の一部を拠出して退職給付信託を設定しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

建材事業においては、ビル建材製品・住宅建材製品・エクステリア製品の製造・販売等を行っており、マテリアル事業においては、アルミニウム及びマグネシウムの鋳造・押出・加工並びにその販売等を行っており、商業施設事業においては、店舗用陳列什器及び看板の製造・販売等を行っており、国際事業においては、海外でのアルミニウムの鋳造・押出・加工並びにその販売等を行っております。

このような商品及び製品の販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転した時、すなわち、商品及び製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で収益を認識しており、商品及び製品の販売のうち、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものは、出荷時点で収益を認識しております。

また、一部の商品の販売については、製造・出荷・配送の一連の作業が他の当事者により行われており、当社は在庫リスク及び価格決定の裁量権を有しておりません。当該取引において当社の履行義務は、当該他の当事者により商品が提供されるよう手配することであるため、当社は代理人として取引を行っている判断し、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払い額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、商品及び製品の販売における対価は、顧客へ商品及び製品を引き渡した時点から、通常１年以内に受領しており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 工事契約

建材事業及び商業施設事業における工事契約については、工事の進捗に応じて段階的に履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、工事契約のうち、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、工事契約の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しておりますので、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合には、一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関係)

ヘッジ手段—商品リンクスワップ取引、通貨オプション取引

ヘッジ対象—外貨建予定取引

(金利関係)

ヘッジ手段—金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引

ヘッジ対象—借入金の支払金利、外貨建借入金及び支払金利

(商品関係)

ヘッジ手段—商品スワップ取引

ヘッジ対象—アルミニウム地金の購入及び販売取引

③ ヘッジ方針

将来における為替変動リスク、金利変動リスク及びアルミニウム地金に係る価格変動リスクの回避を目的として行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たすものについて、有効性評価を省略しております。金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たすものについて、有効性評価を省略しております。また、その他のスワップ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フローを基礎に評価しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 在外子会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 2019年6月28日）を適用し、在外子会社に対して連結決算上、必要な調整を行っております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用について、直近の原状回復実績等の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行っており、当該見積りの変更による増加額837百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. STEP-Gの固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結子会社であるSankyo Tateyama Europe BV及びその子会社（以下、STEP-Gという。）においては、収益改善に向けた構造改革を進めたものの、ドイツ経済の低迷や自動車や鉄道、航空などの輸送分野の物量減少に伴う販売構成の変化等により営業損失が継続し、減損の兆候が認められることから、資産グループの回収可能性のテストを行っております。回収可能性のテストの結果、ドイツに所在する資産グループの公正価値が帳簿価額を下回ったことから、減損損失を333百万円計上いたしました。なお、STEP-Gの有形固定資産は12,279百万円、無形固定資産は523百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

STEP-Gは米国会計基準を適用しており、資産グループの帳簿価額に回収可能性がなく、公正価値が帳簿価額を下回ると判断される場合に、減損損失を認識しております。回収可能性のテストは資産グループに減損の兆候が認められる場合に必要となり、帳簿価額が当該資産グループの使用及び最終的な処分から見込まれる割引前キャッシュ・フローの総額を上回る場合に、回収可能性がないと判定しております。

資産グループの公正価値は、STEP-Gの事業計画、将来の市場成長率、割引率及び経済的減価等の仮定に基づいて算定しております。

これらの仮定には高い不確実性を伴うため、翌連結会計年度の固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 建材事業の固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社の建材事業において、主材料であるアルミ地金価格が想定を上回る水準で高騰していることに加え、中東情勢の緊迫化に伴うさらなる相場上昇等により、経営環境の著しい悪化が生じていることから、当連結会計年度末において減損の兆候があると判断いたしました。このため、当該事業に係る資産グループについて減損損失の認識の可否を判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として16,219百万円計上いたしました。なお、当社の建材事業の固定資産は10,848百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には正味売却価額を使用しております。

正味売却価額は、主として外部専門家から入手した不動産鑑定評価額等を基礎として、処分費用見込額を控除して算定しております。これらの正味売却価額の算定においては、不動産鑑定評価の算定に用いる評価手法、前提条件や基礎データが重要な影響を及ぼします。

将来の不確実な経済条件の変動や将来の不動産市況の動向により正味売却価額の算定に利用した不動産鑑定評価額等に下落が生じた場合には、翌連結会計年度の固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産		担保権設定の原因 となっている債務	
種 類	期末簿価 (百万円)	内 容	期末残高 (百万円)
現金及び預金	4	支払手形及び買掛金	2,742
建物及び構築物	13,191	1年内返済予定の 長期借入金	8,200
機械装置及び運搬具	5,446	長期借入金	37,515
土地	18,805		
その他 (その他有形固定資産、 その他投資その他の資産)	359		
合 計	37,807	合 計	48,458

上記のうち工場財団に供しているもの

担保に供している資産		担保権設定の原因 となっている債務	
種 類	期末簿価 (百万円)	内 容	期末残高 (百万円)
建物及び構築物	12,787	1年内返済予定の長期借 入金	8,074
機械装置及び運搬具	5,446	長期借入金	37,365
土地	16,984		
その他 (その他有形固定資産)	0		
合 計	35,219	合 計	45,439

2. 有形固定資産の減価償却累計額

279,046百万円

3. 土地の再評価

当社、連結子会社の協立アルミ(株)及び2001年12月1日付で当社と合併した富山軽金属工業(株)並びに2012年6月1日付で当社と合併した三協マテリアル(株)は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金(合併受入れによるものを含む)を純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

主に土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第5号によるところの鑑定評価による方法としておりますが、一部については、同条第4号によるところの路線価により算定した価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価を行った年月日	2001年5月31日
	2001年11月30日

再評価を行った土地の当連結会計年度末に おける時価と再評価後の帳簿価額との差額	△3,065百万円
--	-----------

4. 圧縮記帳

固定資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額は以下のとおりであり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

圧縮記帳額	437百万円
うち、 機械装置及び運搬具	262 //
工具、器具及び備品(有形固定資産「その他」)	105 //
土地	66 //
ソフトウェア(無形固定資産「その他」)	2 //

5. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	0	百万円
電子記録債権	66	//
支払手形	7	//
電子記録債務	204	//
設備関係支払手形（流動負債「その他」）	1	//
設備関係電子記録債務（流動負債「その他」）	10	//

6. 財務制限条項

当社は金融機関とシンジケートローン契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約には財務制限条項が付されており、主な内容は次のとおりであります。

(1) シンジケートローン

- ① 各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直前の連結会計年度の末日の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度の末日における連結損益計算書における営業損益を2期連続して損失としないこと。

(2) コミットメントライン

- ① 各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直前の連結会計年度の末日の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
 - ② 各連結会計年度の末日における連結損益計算書における営業損益を損失としないこと。
- これらの契約に基づく借入金残高は7,500百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式及び自己株式の種類並びに総数

	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増 加 株 式 数 (株)	当連結会計年度 減 少 株 式 数 (株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	31,554,629	—	—	31,554,629	
合計	31,554,629	—	—	31,554,629	
自己株式					
普通株式	215,132	4,775	—	219,907	(注)
合計	215,132	4,775	—	219,907	

(注) 自己株式における普通株式の増加は、単元未満株式の買取によるもの(4,775株)であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月27日 定時株主総会	普通株式	393	12.50	2025年5月31日	2025年8月28日
2026年1月8日 取締役会	普通株式	393	12.50	2025年11月30日	2026年2月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年8月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	392	12.50	2026年5月31日	2026年8月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入や社債発行）しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、リスクヘッジ目的での利用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客との信用取引によって発生したものであり、決済期日までの期間は顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金は、主に運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利による借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうちの一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、将来における為替変動リスク、金利変動リスク及びアルミニウム地金に係る価格変動リスクの回避を目的として行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項に記載されている「(7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループでは、各社の債権管理規程又は与信管理規程などに従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るなど、信用リスクを管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループでは、将来における為替変動リスクを回避するために商品リンクスワップ取引及び通貨オプション取引を、一部の借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引を、アルミニウム地金に係る価格変動リスクを抑制するために商品スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、取引権限等を定めたデリバティブ取引の内部管理規程等に基づき、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、当社及び連結子会社の各部署からの報告に基づき財務部門が資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する可能性があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (※2)	10,659	10,659	－
資産計	10,659	10,659	－
(1) 長期借入金 (※3)	91,550	90,628	△921
(2) リース債務 (※3)	2,275	2,182	△93
負債計	93,825	92,811	△1,014
デリバティブ取引 (※4)	(208)	(208)	－

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	
関係会社株式	4,756
その他	1,661
合計	6,417

(※3) 長期借入金及びリース債務には、1年内返済予定分を含めて表示しております。

(※4) デリバティブ取引は、債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	9,129	211	—	9,340
債券	—	1,213	—	1,213
投資信託	—	104	—	104
資産計	9,129	1,529	—	10,659
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(5)	—	(5)
金利関連	—	7	—	7
商品関連	—	(210)	—	(210)
デリバティブ取引計	—	(208)	—	(208)

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	－	90,628	－	90,628
リース債務	－	2,182	－	2,182
負債計	－	92,811	－	92,811

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、その他の株式及び債券並びに投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 に分類しております。一方で、その他の株式、債券及び投資信託は、取引先金融機関等から提示された価格によっており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関及び取引先ブローカーから提示された価格に基づき算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、金利スワップの特例処理の対象とされている一部の長期借入金の時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお当該時価は、レベル 2 の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注 1)	合計
	建材 事業	マテリアル 事業	商業施設 事業	国際 事業		
日本	167,537	66,179	41,293	—	294	275,304
アジア	—	1,549	1,305	25,672	—	28,527
欧州	—	—	—	53,549	—	53,549
顧客との契約から 生じる収益	167,537	67,729	42,599	79,221	294	357,381
その他の収益	—	—	—	—	151	151
外部顧客への 売上高	167,537	67,729	42,599	79,221	446	357,533

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、賃貸事業、植物工場事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益は、事業活動を行う地域を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を認識するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	2,699	785
売掛金	45,350	44,304
合計	48,050	45,090
契約資産	1,211	959
契約負債（流動負債「その他」）	1,370	1,009

契約資産は、工事契約において、各報告期間の期末日時点で進捗度に基づき認識した収益に係る未請求債権であります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に工事契約における前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,055百万円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額は1,085百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において36,432百万円であります。当該履行義務は、主に建材事業における長期の工事契約に関するものであり、期末日後に概ね1～3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 2,888円11銭 |
| 2. 1 株当たり当期純損失 | 430円74銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記事項)

1. 減損損失に関する事項

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
事業用資産 (建材事業)	富山県高岡市他	建物及び構築物	4,070
		機械装置及び運搬具	3,349
		土地	6,629
		リース資産 (有形固定資産)	171
		建設仮勘定	850
		その他 (有形固定資産)	682
		その他 (無形固定資産)	433
		その他 (投資その他の資産)	31
事業用資産 (STEP-G)	ドイツ	機械装置及び運搬具	165
		リース資産 (有形固定資産)	2
		その他 (有形固定資産)	165
賃貸資産	石川県金沢市	土地	94
遊休資産	富山県高岡市	建物及び構築物	4
		土地	53
遊休資産	広島県広島市	建物及び構築物	7
		土地	47
		その他 (有形固定資産)	0
遊休資産	富山県射水市	土地	1
遊休資産	石川県羽咋郡志賀町	土地	0
		計	16,761

(経緯)

建材事業の事業用資産については、主材料であるアルミ地金価格の高騰により、経営環境の著しい悪化が認められたことから、当該資産グループの減損損失の認識の要否を判定した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、減損損失を認識いたしました。

STEP-Gの事業用資産については、自動車や鉄道、航空などの輸送分野の物量減少に伴う販売構成等により営業損失が継続している状況を受け、米国会計基準に基づき減損テストを実施した結果、公正価値が帳簿価額を下回ったため、減損損失を認識いたしました。

賃貸資産については、売却の方針を決定したため、遊休資産については、土地の帳簿価額に対する時価が下落しているため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしており、将来の使用が見込まれない遊休資産等については個々の物件単位でグルーピングをしております。

(回収可能価額の算定方法等)

建材事業の事業用資産、賃貸資産及び遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、主として不動産鑑定基準に基づく鑑定評価額若しくは固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。STEP-Gの事業用資産については、米国会計基準に基づき公正価値により測定しております。

2. 事業構造改革費用に関する事項

事業構造改革費用は、主に当社及び欧州子会社の構造改革に伴い発生した特別退職金2,561百万円、並びに欧州子会社での鉄道向け部材の内部機械加工及び内部溶接加工の停止に伴う棚卸資産評価損554百万円等であります。

貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

[illegible]

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(单位：百万円)

[illegible]

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己 株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	15,000	11,581	16,563	28,144	19,810	△175	62,779
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△786		△786
当 期 純 損 失 (△)					△19,712		△19,712
自 己 株 式 の 取 得						△3	△3
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額					1,667		1,667
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△18,831	△3	△18,834
当 期 末 残 高	15,000	11,581	16,563	28,144	979	△178	43,945

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,696	△124	2,953	5,525	68,305
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△786
当 期 純 損 失 (△)					△19,712
自 己 株 式 の 取 得					△3
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額					1,667
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,879	102	△1,667	315	315
当 期 変 動 額 合 計	1,879	102	△1,667	315	△18,518
当 期 末 残 高	4,576	△21	1,286	5,841	49,786

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - イ) 市場価格のない株式等 時価法
以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - ロ) 市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

- ① 商品及び製品・仕掛品・原材料 主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
機械及び装置	6年～20年

(2) 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産 自己所有の固定資産と同一の減価償却の方法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(3) 災害損失引当金

災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その金額を見積り計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、保有する株式の一部を拠出して退職給付信託を設定しております。

(5) 製品改修引当金

過去に納入した防火設備（防火引き窓）が国土交通省の大臣認定仕様と異なる仕様であったことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修の支出に備えるため、必要と認められる金額を見積り計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

建材事業においては、ビル建材製品・住宅建材製品・エクステリア製品の製造・販売等を行っており、マテリアル事業においては、アルミニウム及びマグネシウムの鋳造・押出・加工並びにその販売等を行っており、商業施設事業においては、店舗用陳列什器及び看板の販売等を行っております。

このような商品及び製品の販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転した時、すなわち、商品及び製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で収益を認識しており、商品及び製品の販売のうち、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものは、出荷時点で収益を認識しております。

また、一部の商品の販売については、製造・出荷・配送の一連の作業が他の当事者により行われており、当社は在庫リスク及び価格決定の裁量権を有しておりません。当該取引において当社の履行義務は、当該他の当事者により商品が提供されるよう手配することであるため、当社は代理人として取引を行っていると判断し、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払い額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、商品及び製品の販売における対価は、顧客へ商品及び製品を引き渡した時点から、通常1年以内に受領しており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 工事契約

建材事業及び商業施設事業における工事契約については、工事の進捗に応じて段階的に履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、工事契約のうち、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、工事契約の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しておりますので、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合には、一体処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関係)

ヘッジ手段—商品リンクスワップ取引、通貨オプション取引

ヘッジ対象—外貨建予定取引

(金利関係)

ヘッジ手段—金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引

ヘッジ対象—借入金の支払金利、外貨建借入金及び支払金利

(商品関係)

ヘッジ手段—商品スワップ取引

ヘッジ対象—アルミニウム地金の購入取引

(3) ヘッジ方針

将来における為替変動リスク、金利変動リスク及びアルミニウム地金に係る価格変動リスクの回避を目的として行っております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用について、直近の原状回復実績等の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行っており、当該見積りの変更による増加額591百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

建材事業の固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

建材事業において、主材料であるアルミ地金価格が想定を上回る水準で高騰していることに加え、中東情勢の緊迫化に伴うさらなる相場上昇等により、経営環境の著しい悪化が生じていることから、当事業年度末において減損の兆候があると判断いたしました。このため、当該事業に係る資産グループについて減損損失の認識の可否を判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として16,383百万円計上いたしました。なお、建材事業の固定資産は10,879百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には、正味売却価額を使用しております。

正味売却価額は、主として外部専門家から入手した不動産鑑定評価額等を基礎として、処分費用見込額を控除して算定しております。これらの正味売却価額の算定においては、不動産鑑定評価の算定に用いる評価手法、前提条件や基礎データが重要な影響を及ぼします。

将来の不確実な経済条件の変動や将来の不動産市況の動向により正味売却価額の算定に利用した不動産鑑定評価額等に下落が生じた場合には、翌事業年度の固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産		担保権設定の原因 となっている債務	
種 類	期末簿価 (百万円)	内 容	期末残高 (百万円)
建物	12,436	1年内返済予定の 長期借入金	8,074
構築物	351	長期借入金	37,365
機械及び装置	5,446		
工具、器具 及び備品	0		
土地	17,348		
合 計	35,583	合 計	45,439

なお、上記については工場財団を設定しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 214,745百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり債務保証を行っております。

ST Deutschland GmbH	7,106百万円
ST Extruded Products Germany GmbH	2,201 //
三協立山押出製品(天津)有限公司	1,670 //
計	10,978 //

4. 土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金（合併受入れによるものを含む）を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

主に土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布 政令第119号）第2条第5号によるところの鑑定評価による方法としておりますが、一部については、同条第4号によるところの路線価により算定した価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価を行った年月日	2001年5月31日 2001年11月30日
再評価を行った土地の当事業年度末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△4,030百万円

5. 圧縮記帳

固定資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額は以下のとおりであり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

圧縮記帳額	358百万円
うち、機械及び装置	249 //
工具、器具及び備品	105 //
ソフトウェア	2 //

6. 関係会社に対する債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	11,647百万円
短期金銭債務	19,955 //

7. 事業年度末日満期手形等

事業年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	0	百万円
電子記録債権	90	//
支払手形	5	//
電子記録債務	215	//
設備関係電子記録債務（流動負債「その他」）	10	//

8. 財務制限条項

当社は金融機関とシンジケートローン契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約には財務制限条項が付されており、主な内容は次のとおりであります。

(1) シンジケートローン

- ① 各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直前の連結会計年度の末日の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度の末日における連結損益計算書における営業損益を2期連続して損失としないこと。

(2) コミットメントライン

- ① 各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直前の連結会計年度の末日の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
 - ② 各連結会計年度の末日における連結損益計算書における営業損益を損失としないこと。
- これらの契約に基づく借入金残高は7,500百万円であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	66,658百万円
営業取引以外の取引による取引高	664 //

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	115,010株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損	11,850	百万円
固定資産除却損及び減損損失	5,700	//
退職給付信託設定額	1,645	//
未払金及び未払費用	1,635	//
製品改修費用	1,356	//
棚卸資産評価損	909	//
ソフトウェア	406	//
貸倒引当金及び貸倒損失	396	//
資産除去債務	338	//
製品改修引当金	249	//
一括償却資産	181	//
税務上の繰越欠損金	173	//
災害損失引当金	111	//
その他	308	//
繰延税金資産小計	25,266	//
評価性引当額	△23,266	//
繰延税金資産合計	1,999	//

(繰延税金負債)

前払年金費用	3,012	百万円
その他有価証券評価差額金	2,081	//
退職給付信託設定益	494	//
資産除去債務に対応する資産	220	//
繰延ヘッジ損益	12	//
繰延税金負債合計	5,821	//
繰延税金負債(資産)の純額	3,822	//
土地再評価に係る繰延税金負債	2,805	//

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	期末残高	
						科目	金額
子会社	三協テック(株)	所有 直接100%	当社製品の 加工・販売 役員の兼任	製品売上 (注) 1 資金の預り (注) 2	14,809 5,335	売掛金 預り金	5,497 5,057
	S T物流サービス(株)	所有 直接100%	当社製品の 保管及び運 搬	荷具運賃等 (注) 3	14,247	未払金	1,889
	三精工業(株)	所有 直接100%	当社製品の 製造 役員の兼任	原材料の 有償支給 (注) 4	4,161	未収入金	1,834
	Sankyo Tateyama Europe BV	所有 直接100%	資金援助	資金の貸付 (注) 5 貸付金の 回収 増資の引受 (注) 6	2,057 2,849 5,159	預り金	556
	ST Deutschland GmbH	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 7	7,106	—	—
	ST Extruded Products Germany GmbH	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 7	2,201	—	—

(注) 1. 製品の売価は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注) 2. 資金の預りは、当社がグループ各社との間で契約を締結しているCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。

(注) 3. 荷具運賃等は、仕入先の提示価格に基づき、每期交渉の上決定しております。

(注) 4. 原材料の有償支給については、市場価格等を勘案して価格交渉のうえ決定しております。

(注) 5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

- (注) 6. 増資の引受は、Sankyo Tateyama Europe BV が行った増資を当社が引き受けたものであります。
- (注) 7. 仕入債務及び金融機関からの借入金等について債務保証を行ったものであります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	1,583円55銭
2. 1 株当たり当期純損失	626円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記事項)

減損損失に関する事項

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	金額（百万円）
事業用資産(建材事業)	富山県高岡市他	建物	3,483
		構築物	586
		機械及び装置	3,335
		車両及び運搬具	13
		工具、器具及び備品	682
		土地	6,794
		リース資産	171
		建設仮勘定	850
		ソフトウェア	433
		長期前払費用	31
遊休資産	富山県高岡市	建物	4
		構築物	0
		土地	53
遊休資産	広島県広島市	建物	6
		構築物	0
		工具、器具及び備品	0
		土地	47
遊休資産	富山県射水市	土地	1
遊休資産	石川県羽咋郡志賀町	土地	0
		計	16,498

(経緯)

建材事業の事業用資産については、主材料であるアルミ地金価格の高騰により、経営環境の著しい悪化が認められたことから、当該資産グループの減損損失の認識の要否を判定した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、減損損失を認識いたしました。

遊休資産については、帳簿価額に対する時価が下落しているため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしており、将来の使用が見込まれない遊休資産等については個々の物件単位でグルーピングをしております。

(回収可能価額の算定方法等)

建材事業の事業用資産及び遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、主として不動産鑑定基準に基づく鑑定評価額若しくは固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月15日

三協立山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 御厨健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斉藤直樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧野敏幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三協立山株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三協立山株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月15日

三協立山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 御厨健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斉藤直樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧野敏幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三協立山株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月23日

三協立山株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 藤 巻 靖 ㊟

常 勤 監 査 等 委 員 森 明 彦 ㊟

監 査 等 委 員 荒 牧 宏 敏 ㊟

監 査 等 委 員 戸 田 和 範 ㊟

監 査 等 委 員 吉 川 美 保 ㊟

(注) 監査等委員 森明彦、荒牧宏敏、戸田和範ならびに吉川美保は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上